

臨時会(5/2)

平成26年第1回鶴ヶ島市議会臨時会が5月2日(金)に開催され、鶴ヶ島市いじめ問題調査審議会条例と鶴ヶ島市いじめ防止対策調査委員会条例の2条例案の外、6議案について審議しました。

新議長の紹介

5月2日、大曾根議員が議長職を辞任し、新たに金泉婦貴子議員が議長に就任しました。



議長 金泉 婦貴子

平成26年第1回臨時会審議結果

○…賛成 ×…反対

議案等番号	議案等の名称	議員名等	審議結果	民政クラブ		鶴誠会			公明党		大空		日本共産		レモン		賛成	反対		
				内野嘉広	杉田恭之	大曾根英明	金泉婦貴子	持田敏明	齊藤芳久	高橋劍二	藤原建志	山中基充	松尾孝彦	五伝木隆幸	出雲敏太郎	漆畑和司			近藤英基	高田克彦
議案第20号	専決処分の承認を求めることについて(鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例)		承認	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて(鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例)		承認	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて(鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		承認	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議案第23号	鶴ヶ島市いじめ問題調査審議会条例について		可決	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議案第24号	鶴ヶ島市いじめ防止対策調査委員会条例について		可決	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議案第25号	平成26年度鶴ヶ島市一般会計補正予算(第2号)について		可決	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
議・議案第1号	農業委員会委員の推薦について(岡野とし子氏、須藤良春氏、宮本壽子氏)		可決	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0	
決議案第2号	長谷川清議員に反省を求める決議		可決	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	除斥	×	15	1

長谷川清議員に反省を求める決議

鶴ヶ島市議会基本条例第15条では「議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない」と、議員の行動規範を定めている。議員は、市民から選挙で選ばれた者として、市民の負託にこたえるために議会活動を最優先に努めるべきことは当然のことである。

長谷川清議員は、平成26年2月5日「鶴ヶ島市体育協会の法人化に伴う加盟団体の状況について」、同年4月18日「西中女子生徒転落事故についてのその後の状況と今後の対応について」に関する全員協議会を欠席した。

4月24日の全員協議会で長谷川清議員に対して、欠席に関する理由、弁明等を確認したところ、「仕事があったため欠席した」との発言とともに、全員協議会については、鶴ヶ島市議会委員会条例に明文化された位置づけがなく、出席に優先性の義務はないとの考えが長谷川清議員より示された。

全員協議会は、議会の申合せとして、議長が重要性、緊急性の高い案件が発生した場合、全議員に対して出席を求める

ものである。今回の事案についても、重要性、緊急性をもって招集されたものであり、当該事案の「西中女子生徒転落事故」の事案については、全国的にも報道され、その重大性は認識されていてしかるべき事案である。

長谷川清議員の全員協議会の欠席理由からは、やむを得ない事情や反省の姿勢はうかがえず、議会における申合せ事項を軽視する姿勢が認められた。長谷川清議員は議長経験者であり、本来、議員として範をなすべき立場である。こうした言動は、合議制としての議会軽視、議員としての行動規範及び緊急事案に対する重大性や問題意識の欠如があると認識せざるを得ず、市民に対して、議員の職責への信頼を損ねるものであり、議会全体への不信感につながるものである。

よって、本市議会は、長谷川清議員に対し、今後このようなことがないように認識をあらため、強く反省を求めるものである。

以上、決議する。

平成26年5月2日